

やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務委託 企画提案募集要領

1 趣 旨

結婚を望む県民に対する出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援を充実・強化する目的で設立したやまがたハッピーサポートセンターにおいて、総合相談窓口、マッチングシステムによる出会い支援サービス、仲人による出会い支援（やまがた縁結びたい）、企業と連携した交流機会の創出、婚活イベントの情報発信、結婚希望者のための婚活力向上支援、マッチングシステムの利活用促進といった事業を一体的に実施するものである。

この募集要領では、「やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務」を委託する事業者を選定するため実施する「企画提案募集」について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務

(2) 業務内容

やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務委託(企画提案用) のとおり

(3) 事業主体

やまがたハッピーサポートセンター

(4) 予算上限額

53,296 千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、応募する者が2者又は3者で構成する共同企業体である場合は、①を除く全ての要件を共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）全員が満たしているものとする。ただし、少なくとも1者は①の要件を満たすこと。

- ①山形県内に本社又は事業所を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）又は消費税を滞納していないこと。
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑤雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑥次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めら

れるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

⑨共同企業体として申込みを行う場合は次の点に留意すること。

イ 代表となる者（以下「代表者」という。）を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務執行の全てに責任を持つこと。

ロ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。

ハ 構成員は他の共同企業体への参加及び単独で申し込むことはできない。

ニ 参加申込書提出期日までに、共同企業体に関する協定書（参考様式）とともに代表者に代表する権限を代表者以外の構成員が委任する旨を記載している委任状（様式 5 号）を提出すること。

（2）失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

②提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。

④提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき。

4 募集要領等の交付等

（1）企画提案募集要領等の交付

①交付期間及び交付時

令和 8 年 2 月 20 日（金）から令和 8 年 3 月 4 日（水）までの、土、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

②交付場所

10 の担当部署

③交付書類

資料 1 企画提案募集要領

資料 2 委託仕様書（企画提案用）

資料 3 企画提案審査要領

資料 4 課題整理表

資料 5 様式集

④交付書類の受領

本書の交付を受けた者は、企画提案募集要領等受領書（用紙は交付場所に備付け）を提出するものとする。

（2）事前説明会の開催

企画提案を予定している事業者を対象に、やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に関する事前説明会（以下「事前説明会」という。）を開催する。

- ①開催月日は令和8年2月27日（金）午前10時～午前11時とする。
- ②開催場所はやまがたハッピーサポートセンター内とする。
- ③出席可能人数は2名以内とする。
- ④事前説明会への出席を希望する場合は、10の担当部署に令和8年2月26日（木）午後5時まで電話で申込みすること。

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類等

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②事業者概要書（様式第2号）
- ③企画提案書（様式第3号）
※記載内容は「企画提案書に必要な記載事項」を参照のこと
- ④経費見積書（様式第4号）
- ⑤共同企業体に関する協定書（参考様式）及び委任状（様式第5号）
※共同企業体として応募する場合のみ
※共同企業体に関する協定書は参考様式（別紙）を参考に、必要に応じて協定内容を追加した上で提出すること。

(2) 書類の提出期限

内 容	期 限
①参加申込書 ②事業者概要書 ⑤共同企業体に関する協定書及び委任状	令和8年3月4日（水）午後5時
③企画提案書 ④経費見積書	令和8年3月6日（金）午後5時

(3) 提出方法及び提出先

- 「10 担当部署」まで電子メールにより提出すること。（※提出期限必着）
※ファイル形式はPDFとし、ファイル容量が10MBを超えるものについては、ファイル転送サービスを利用すること。また、電子メールの件名に【やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務委託に関する参加申込書（企画提案書）の提出】と明記すること。
※電子メール送信後、「10 担当部署」あて電話にて当該電子メールの受信確認を行うこと。

(5) その他

- ア 提案は1事業者又は1共同企業体につき、1提案とする。
イ 共同企業体として応募する場合は、構成員全てについて事業者概要書を提出すること。

6 企画提案作成等に係る質問事項の受付・締切・回答

(1) 提出方法及び提出先等

- ①提出方法及び提出先
質問票（様式第6号）により、「10 担当部署」まで電子メールにて提出すること。
※メールの件名に【やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務委託に関する質問】と明記すること。

②受付期限

令和8年3月3日（火）

③回答方法

質問への回答は提案者全てに電子メールにより行う。

質問提出者の別を問わず全ての質問及び回答を取りまとめ、本書を交付した者に対し、企画提案募集要領受領書に記載のアドレスあて電子メールにて回答する。ただし、質問提出者名は公表しない。

④最終回答期日

令和8年3月4日（水）

7 審査

(1) 審査方法

提案のあった企画内容について、提出書類及び提案者からのプレゼンテーションによる審査（対面審査）を行い、最も優れた企画提案書を採用候補企画として決定する。また、全ての応募者に対して選定結果を通知する。

(2) 対面審査

①開催通知は企画提案書の提出期限後に行う。

②開催月日（予定）は令和8年3月13日（金）とする。

③開催場所（予定）は山形県庁舎内とする。

④出席可能人数は3名以内とする。

※オンラインで実施する場合もある。

8 契約等

(1) 契約締結

①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀者」という。）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

②採択された提案等については、採択後にやまがたハッピーサポートセンターと詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

③最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

④契約を締結する者が共同企業体である場合には、契約締結後速やかに共同企業体実施体制図（別紙作成例）を「10 担当部署」あて提出すること。

(2) 契約保証金

山形県財務規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第135条第3項に該当する場合は全部又は一部を免除する。

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、業務開始は令和8年4月1日からとする。

9 その他

(1) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

(2) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(3) 最優秀者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容と委託仕様

書と合わせて、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、最優秀者との協議により契約締結段階において内容の追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、最優秀者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

- (4) この応募及び契約については、やまがたハッピーサポートセンターの都合により事業停止、変更等があり得る。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) 参加申込書（様式第1号）提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部署」に提出すること。

10 担当部署 やまがたハッピーサポートセンター事務局
（山形県しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課少子化対策担当）
住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁4階）
電 話：023-630-2668
F A X：023-632-8238
メール：ykosodate@pref.yamagata.jp

やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る業務委託 企画提案書に必要な記載事項

1. 実施方針について

本事業の目的ややまがたハッピーサポートセンターの方針等の基本的考え方に沿った本事業の実施方針

2. 企画内容について

(1) 総合相談窓口

- ①結婚に関する総合窓口機能やスタッフによるサポート充実の考え方
- ②結婚相談会の実施体制や周知方法等
- ③センターの周知広報（通常分）の実施内容

(2) マッチングシステムによる出会い支援

- ①事務所の運営方針（設置場所、開所日、営業時間、体制等）
- ②事業実施体制（指揮命令系統、人員配置、事業に関わるスタッフの事業遂行能力、スタッフのスキルアップ教育の考え方等）
- ③事業実施内容（マッチングシステムによる出会い支援サービスの提供、登録会員の利便性向上に向けたシステム改修の考え方、登録促進キャンペーン等）
- ④会員限定交流会の企画運営方法等

(3) 仲人による出会い支援（やまがた縁結びたい）

- ①事業実施内容（やまがた縁結びたいの活動促進に向けた効果的な手法、仲人のスキルアップの考え方等）
- ②縁結びたいと連携した婚活イベントの企画・開催方法

(4) 企業と連携した交流機会の創出

- ①趣味やスポーツ等を通じた若者の交流機会（友だちづくり）の創出に向けた効果的な手法

(5) 婚活イベントの情報発信

- ①官民実施イベントの情報収集手法等

(6) 結婚希望者のための婚活力向上支援

- ①婚活力向上セミナーの企画・運営方法（時期、実施内容、参加者の周知方法等）
- ②事業評価（アンケート、参加者のニーズや満足度の把握手法等）

(7) マッチングシステムの利活用促進

- ①登録会員の増加に向けた効果的な広報手法等

3. 事業運営体制について

本事業実施期間を通じて安定的かつ確実に実現可能な運営体制（事業全体の運営体制、配置する人員の確保状況、配置する人員の知識・経験・ノウハウや社会保険等の加入状況等）

4. 課題の解決方法について

課題整理表の「現状と課題」を解決するための手法

5. 独自提案について

業務委託仕様書に記載のない独自の提案

6. 経費総括について

(1) 各事業の所要経費の積算の考え方

(2) コスト削減手法、会員登録料収入額の見込み

★留意事項

- 1 原則A4判の大きさで、縦置き、文字横書きの冊子とし、各頁下部に表紙を除き、通し番号とし、印字すること。本文は20頁以内とする。
- 2 原則として、「企画提案書に必要な記載事項」の順序に記載すること。順序を変更する場合には、対応する「記載事項」を明記すること。
- 3 企画内容は、できる限り具体的に記述し、記載内容から業務体制・実施がイメージできるようにすること。
- 4 課題の解決方法については、センターで保有している課題の一部について記載した「資料4 やまがたハッピーサポートセンターにおける出会い支援サービス等に係る課題整理表」を参考にすること。